

号外



発行所
平田地区自治会連合会
ひらた新聞編集部
(岩国市平田出張所内)
岩国市平田3丁目22-18
印刷所
フジ美術印刷機
岩国市今津町2丁目2-52

ごみの減量と再資源化を

4月1日から変わる新しい 仕分け方のあらまし



今回、自治会連合会環境部の活動の一環として、新聞部にお願いで、発行の発行をすることにより、ゴミによる環境への影響が問題視され、排出量の減量が求められています。

今春より、平田地区自治会連合会環境部

今までの分け方	新しい分け方	収集	処理
◎燃やせるごみ	⇒① 焼却ごみ <small>資源品は抜き出して資源品回収へ出す</small>	週2回	第1工場
◎燃やせないごみ <small>3種分別</small>	⇒② 埋立ごみ	4週1回	不燃物処理場
	⇒③ 金属類	4週1回	リサイクルプラザ
	⇒④ プラスチック類	週1回	
◎びん類	⇒⑤ びん類	4週1回	リサイクルプラザ
◎かん類	⇒⑥ かん類	4週1回	
◎粗大ごみ <small>テレビ、冷蔵庫 洗濯機など 家電製品</small>	⇒⑨ 粗大ごみ <small>4種分別</small>	— 資源化粗大	リサイクルプラザ
		— リサイクル粗大	
		— 焼却粗大	第1工場
		— 埋立粗大	不燃物処理場
	⇒⑦ 資源品 <6品目>	4週1回	
◎有害ごみ <small>乾電池・体温計類 蛍光管類</small>	⇒⑧ 処理困難ごみ <small>4種分別</small>	— 乾電池・体温計類	中が見える袋に入れて プラスチックの日 金属類の日 びんの日 かんの日 に出す
		— 蛍光管類	
		— カセット、ビデオテープ類	
		— ガスライター・スプレー缶類	
		— (1)新聞紙類 (2)雑誌類	
	(3)段ボール (4)紙パック		
	(5)布類 (6)アルミ缶		



※詳しくは、ごみカレンダーと分別の手引書をご覧ください





収集カレンダー(見本)



4月

平田地区

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1 プラスチック	2 焼却ごみ	3
4	5	6 焼却ごみ	7 びん類	8 プラスチック	9 焼却ごみ	10
11	12	13 焼却ごみ	14 かん類	15 プラスチック	16 焼却ごみ	17
18	19	20 焼却ごみ	21 金属類	22 プラスチック	23 焼却ごみ	24
25	26 資源品	27 焼却ごみ	28 埋立ごみ	29 プラスチック	30 焼却ごみ	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 焼却ごみ	5	6 プラスチック	7 焼却ごみ	8
9	10	11 焼却ごみ	12 びん類	13 プラスチック	14 焼却ごみ	15
16	17	18 焼却ごみ	19 かん類	20 プラスチック	21 焼却ごみ	22
23	24 資源品	25 焼却ごみ	26 金属類	27 プラスチック	28 焼却ごみ	29
30						

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1 焼却ごみ	2 埋立ごみ	3 プラスチック	4 焼却ごみ	5
6	7	8 焼却ごみ	9 びん類	10 プラスチック	11 焼却ごみ	12
13	14	15 焼却ごみ	16 かん類	17 プラスチック	18 焼却ごみ	19
20	21 資源品	22 焼却ごみ	23 金属類	24 プラスチック	25 焼却ごみ	26
27	28	29 焼却ごみ	30 埋立ごみ			

ゴミの持ち出しは
一回に指定袋一袋で



岩国市環境美化条例が、平成10年12月19日に公布、平成11年4月1日から施行されることになりました。

『ポイ捨て禁止』

(かん・びん・たばこの吸殻・ガム・紙くず等)



『飼い犬のふんの放置禁止』

みんなの環境! みんなで守ろう。
～捨てるな ごみ・空き缶～
～やめよう! 犬の放し飼い～
～マナーを守ってきれいなまち～

この条例は、市民や事業者のマナーやモラルを向上させると同時に、環境美化運動への積極的な参加を呼びかける趣意型で罰則規定は設けていない。万一、悪質な違反行為があった場合は、廃棄物処理法や道路交通法、河川管理法などを適用して適切な処置を行う。

公園や道路、広場など、市内全域を対象に、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てと飼い犬の糞の放置を禁止する「環境美化条例」を制定、四月一日から施行する。
市と市民が一体となって環境美化に努め、清潔で美しい街づくりを目指す。
条例では、空き缶や空き瓶、プラスチックなどの飲食物の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずなどのポイ捨てを禁止する。市民は自らが発生させたゴミを自宅へ持ち帰ったり、ゴミ箱などへ収納、自主的に清掃活動などを行い、地域の環境美化に努めると同時に、市の環境美化施策に協力しなければならぬと規定されている。
市は条例の目的を達成するため、必要な施策を実施、市民や事業者などで条例に違反する行為があった場合は、その行為を中止させ、速やかに現状回復を命令。明らかに悪質な行為については、土地や建物への立入り調査と指導勧告ができる。

ポイ捨て禁止条例施行